

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第141号の概要

件名	110番事案措置票一部不開示の件（諮問第151号）		
請求情報概要	審査請求人と特定の区役所職員との間で発生したトラブル（以下「本件事案」という。）に関して、特定の警察署が作成した、110番通報を受理してから結果報告に至るまでの文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成22年3月9日	決定年月日	平成22年3月19日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（通信指令課）
不開示部分	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件事案に係る通報者（以下「本件通報者」という。）の氏名、性別、住所、通報手段、電話番号及び通報内容（以下「本件通報者情報」と総称する。） 2 捜査により判明した内容（以下「本件捜査内容」という。） 3 警部補以下の警察官の氏名及び印影（以下「本件警察官情報」という。） 		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第5号及び第6号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求人以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある。 2 110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 3 開示することにより犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の捜査等」という。）に支障を及ぼすおそれがある。 		
審査請求年月日	平成22年3月23日	審査請求の趣旨	一部不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件通報者及び本件事案に係る警察官（以下「本件警察官」という。）は公務員であるから、その氏名等は個人情報には該当せず、本件通報者情報及び本件警察官情報は開示すべきである。 2 本件事案発生時、審査請求人は駆けつけた警察官に特定の区役所の違法行為について述べており、その内容が正確に記載されているべきである。 3 本件捜査内容が開示されなければ、本件通報者が見たトラブルが犯罪行為か否か、具体的な犯罪名が分からず、捜査が適正に行われているとは言えない。 		
諮問年月日	平成22年4月7日		
審査会の結論	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会の理由	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件通報者情報は、通常、本件通報者にとって審査請求人に知られたくない性質の情報であると考えられ、また、審査請求人が明らかに知っているとも認められない。 したがって、本件通報者情報は、審査請求人に開示することにより、本件通報者の正当な利益を侵害するおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 2 警部補以下の警察官の氏名については、神奈川県職員録及び新聞の異動記事により公表されていないことから、何人でも知り得る情報であるとは認められず、また、審査請求人が本件警察官の氏名を明らかに知っているとも認められない。 これらのことから、本件警察官の氏名は、審査請求人に開示することにより、本件警察官の正当な利益を侵害するおそれがあると認められ、また、本件警察官の印影についても、警察官の氏名と同様に解すべきであると認められる。 したがって、本件警察官情報は、審査請求人に開示することにより、本件警察官の正当な権利を侵害するおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 <p>（条例第20条第2項第5号該当性について）</p> <p>関係者、目撃者、情報提供者等（以下「通報者等」という。）に関する情報が第三者に明らかになれば、通報者等の秘密を守るといふ信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件、事故等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、本件通報者情報は、開示することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</p>		

	<p>(条例第 20 条第 2 項第 6 号該当性について)</p> <p>本件捜査内容は、本件事案に関する情報収集の結果取得した情報であり、これらの情報を開示すると、犯罪情報収集の着眼点が明らかとなり、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、本件捜査内容は、開示することにより犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 6 号に該当すると判断する。</p>
答 申 年 月 日	平成23年 7 月21 日 (答申第141号)

個人情報保護審査会答申第142号の概要

件名	取調記録不開示の件（諮問第152号）		
請求情報の概要	審査請求人を傷害事件の被疑者として特定の警察署（以下「本件警察署」という。）が作成した取調記録（以下「本件記録」という。）		
請求年月日	平成22年4月23日	決定年月日	平成22年5月6日
決定内容	不開示	実施機関	警察本部長（捜査第一課）
不開示部分	本件記録すべて		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第39条第4項		
不開示理由	司法警察職員が行う処分にかかる個人情報であり、条例の適用除外に該当する。		
審査請求年月日	平成22年5月9日	審査請求の趣旨	不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査の理由	<p>1 本件警察署の司法警察職員（以下「本件司法警察職員」という。）が審査請求人の勾留期間中に行った業務が適正業務から逸脱したものである場合に、条例第39条第4項が有効であるかは疑わしい。同項は、本件司法警察職員が適正な業務を行った場合に有効とされるべきものであるから、本件記録は開示されるべきである。</p> <p>2 刑事訴訟法（以下「法」という。）第53条では、何人も被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することが可能であるとされている。審査請求人は、特定日に起訴猶予の処分を受けており、事実上、同日をもって事件終結と解釈できる。県の条例と法律では法律が優先するはずであり、本件記録を不開示とすることは法第53条に違反する。</p>		
諮問年月日	平成22年5月19日		
審査会の結論	本件記録を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第39条第4項について） 本件司法警察職員は、刑事事件に関し必要な手続を定めた法に基づき、審査請求人の勾留及び取調べを行ったものであり、この過程で本件警察署が作成した本件記録は、司法警察職員が行う処分に係る個人情報であると認められ、条例第39条第4項に該当すると判断する。</p> <p>（法第53条について） 起訴猶予は不起訴処分であって、被告事件の終結には該当しないこと、また、法第53条に基づく閲覧は、刑事確定訴訟記録法の定めるところによる手続きであって、条例による開示とは別の制度であることが認められる。</p> <p>したがって、実施機関が、本件記録は条例第39条第4項に規定する司法警察職員が行う処分に係る個人情報であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。</p>		
答申年月日	平成23年7月21日（答申第142号）		

個人情報保護審査会答申第143号の概要

件名	診断書利用不停止の件（諮問第153号）		
利用停止請求の概要	特定日に発行された異議申立人に係る診断書（以下「本件診断書」という。）について、利用停止（提供の停止）を求める。		
請求年月日	平成22年8月12日（収受）	決定年月日	平成22年8月20日
決定内容	利用不停止	実施機関	（地方独法）神奈川県立病院機構
不停止理由	<p>実施機関は、総務部人事課（以下「人事課」という。）から職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第3条第1項に基づく異議申立人の診断の実施を依頼され、その結果を人事課に提出するよう求められた。</p> <p>本件診断書の提供は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第1項第5号の規定に基づき神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた目的外利用・提供の制限の適用除外事項（類型）の3（ウ）「行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合」（以下「類型3（ウ）」という。）に該当し、適法な取扱いである。</p>		
異議申立年月日	平成22年8月25日（収受）	異議申立ての趣旨	不停止処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>1 実施機関は、条例第9条第1項第2号に違反し、本件診断書を異議申立人の同意なく無断で人事課等、神奈川県関係各課に提供している。</p> <p>2 実施機関は、個別に条例第9条第1項第5号に基づき審議会に意見を聴く手続きを行っておらず、類型3（ウ）に該当すると勝手に解釈し、無断で提供した。</p>		
諮問年月日	平成21年9月13日		
審査会の論結	本件診断書の利用を不停止とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第9条第1項該当性について）</p> <p>1 条例第9条第1項は、実施機関は、保有個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報を提供してはならないと規定しているが、同項ただし書において、同項各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報の目的外の提供ができることを規定している。</p> <p>そして、同項第5号では、目的外提供の制限の適用除外事項として、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて提供するときを掲げている。</p> <p>2 類型3（ウ）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）は、同項第5号に基づき、複数の課所で共通に行われる取扱いの共通事項を取りまとめた「類型」として審議会の意見を聴き、平成2年9月27日付けで答申を受けていることが認められる。</p> <p>また、条例附則（平成16年12月28日神奈川県条例第80号）第10項は、平成17年4月1日の条例改正前の規定により知事がした条例に基づく審議会への諮問は、病院事業管理者がしたもののみならず旨規定している。</p> <p>このことから、病院事業管理者（平成22年4月1日以降は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構）は、類型3（ウ）に該当する場合、個別に審議会の意見を聴くことなく目的外提供の制限の適用除外の取扱いができると認められる。</p> <p>3 実施機関に対する人事課の依頼文書には、診察料及び診断書料について人事課が負担する旨記載されていることから、人事課は、実施機関による本件診断書の提出と併せて、実施機関に対し異議申立人の診断の実施を依頼していることが認められる。</p> <p>4 実施機関は、本件診断書の提出依頼は、人事課が分限条例に基づき実施する職員の任免等に関する人事管理の事務に関して行う照会であって、類型3（ウ）に該当すると判断し、審議会の意見を踏まえ、その必要性を認めて本件診断書を提供したものである。</p> <p>5 したがって、本件診断書の提供は、目的外提供の制限の適用除外事項に該当し、条例第9条第1項の規定に違反するものではないと認められる。</p>		
答申年月日	平成23年9月8日（答申第143号）		

個人情報保護審査会答申第144号の概要

件名	診断書利用不停止の件（諮問第154号）		
利用停止請求の概要	特定日に発行された異議申立人に係る県立病院医師2人による診断書（以下「本件診断書」という。）について、利用停止を求める。		
請求年月日	平成22年7月27日（收受）	決定年月日	平成22年8月25日
決定内容	利用不停止	実施機関	知事（人材課）
不停止理由	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項、同条第2項、第9条第1号に該当する条例違反の事実はない。		
異議申立年月日	平成22年9月14日（收受）	異議申立ての趣旨	不停止処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>1 実施機関は、本件診断書を異議申立人の同意なく無断で収集した。</p> <p>2 県立病院は職員の任免事務を行う機関ではないから、実施機関は公正な手段で収集したものではない。</p> <p>3 収集の目的は、異議申立人の職場復帰の可否について医学的判定を行うためであったが、判定を行う職員健康審査会は開催されていない。もはや本件診断書は必要ない。</p> <p>4 本件診断書の原本は実施機関に、その写しは関係課所に配布されている。</p>		
諮問年月日	平成22年9月30日（受理）		
審査会結論	本件診断書の利用を不停止とした処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（条例第8条第3項該当性について）</p> <p>1 条例第8条第3項本文は、実施機関は、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければならないことを規定しているが、同項ただし書においては、同項各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外の者から収集できることを規定している。</p> <p>そして、同項第7号では、本人収集の適用除外事項として、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するときを掲げている。</p> <p>2 本件診断書は、実施機関が異議申立人の診断を実施した県立病院から収集し、また、関係課所は、実施機関からその写しを収集していたことから、本人以外の者から収集したものと認められる。</p> <p>ただし、神奈川県知事は「職員の任免等に関する事務」について、同項第7号に基づきあらかじめ審議会の意見を聴き、平成22年9月27日付けで答申を受けていることが認められる。</p> <p>当該事務には、職員の分限に関する条例に基づく人事事務も含まれることから、本件診断書の収集は、条例第8条第3項ただし書に基づく、本人収集の適用除外事項に当たると認められる。</p> <p>したがって、本件診断書は、条例第8条第3項の規定に違反して収集されたものではないと判断する。</p> <p>（条例第8条第2項該当性について）</p> <p>1 条例第8条第2項は、実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならないと規定している。</p> <p>2 実施機関及び関係課所は、「職員の任免等に関する事務」として本件診断書を収集しており、ほかに同条第2項に違反することを示す事情もないので、適法かつ公正な手段により収集していると認められる。</p> <p>したがって、本件診断書は、同条第2項の規定に違反して収集されたものではないと判断する。</p> <p>（条例第9条第1項該当性について）</p> <p>1 条例第9条第1項は、実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならないと規定している。</p> <p>2 実施機関は、職員の分限等に係る人事事務を行う目的で本件情報を収集し利用しているのであり、当該取扱目的以外の目的で利用している事実は認められない。</p> <p>したがって、本件診断書は条例第9条第1項の規定に違反して利用されていないと判断する。</p>		
答申年月日	平成23年9月8日（答申第144号）		

個人情報保護審査会答申第145号の概要

件名	公安活動に関する文書不開示（存否応答拒否）の件（諮問第155号）		
請求情報概要	特定の期間に特定の者が作成した、審査請求人を公安活動の対象とし続ける理由が記載された文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された、自己を本人とする保有個人情報（以下「本件情報」という。）		
請求年月日	平成22年9月1日	決定年月日	平成22年9月13日
決定内容	不開示（存否応答拒否）	実施機関	警察本部長（公安第一課）
不開示部分	本件情報すべて		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第21号（第20条第2項第6号）		
不開示理由	本件情報が存在するか否かを答えるだけで、条例第20条第2項第6号に該当する、不開示とすべき情報を開示することとなるため、条例第21条に該当する。		
審査請求年月日	平成22年11月11日	審査請求の趣旨	不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求理由	<p>1 本件行政文書は、審査請求人を犯罪者に仕立て上げたねつ造文書の可能性があり、その目的は脅し及び嫌がらせの実行である。</p> <p>2 本件行政文書に基づく公安活動による公金支出は膨大であり、当該支出は報復を目的とする私的流用であると考えられる。不正が公に認定されなければ、当該公安活動及び公金の私的流用を止めることができない。</p>		
諮問年月日	平成22年11月24日		
審査会の結論	実施機関が、本件情報について、その存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるとして、開示を拒んだことは、妥当である。		
審査会理由	<p>（条例第21条該当性について）</p> <p>1 警察法第2条第1項は、警察の責務を「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たること」である旨規定している。 これにより、警察はその責務を果たすため、犯罪を行い、企て、あるいはそのおそれのある者に対し、必要な情報収集活動を行っていることが認められる。 特定の個人から、自己を対象に行われた情報収集活動に関する情報について開示請求がなされた場合、当該情報の存否を答えるだけで、当該個人が情報収集活動の対象となっているか否かが明らかになると認められる。 本件情報に係る開示請求は、特定の個人が情報収集活動の対象となっているか否かに関する情報の開示を求めていると認められるから、本件情報の存否を答えるだけで、条例第20条第2項第6号の不開示情報を開示することとなるか否かについて、検討する。 （条例第20条第2項第6号該当性について）</p> <p>2 特定の個人が情報収集活動の対象となっているか否かに関する情報は、開示することにより、警察の情報収集活動の実態が明らかになり、犯罪を企図する者等において対抗措置を取ることが十分予想される。 したがって、本件情報は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第20条第2項第6号に該当すると判断する。</p> <p>3 以上のことから、本件情報の有無に関係なく、その存否を明らかにしないで開示を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成23年9月20日（答申第145号）		

個人情報保護審査会答申第146号の概要

件名	交通人身事故案件に関する調書不開示の件（諮問第156号）		
請求情報概要	<p>審査請求人の運転する普通乗用車と事故相手方（以下「相手方」という。）の運転する軽車両が接触したとされる人身交通事故（以下「本件事故」という。）の捜査に伴い、特定の警察署が作成又は取得した、次に掲げる文書。</p> <p>1 平成20年12月24日付けの審査請求人の陳述書及び平成21年1月7日付けの審査請求人の陳述書兼調査報告書。</p> <p>2 平成21年3月21日付けの目撃者の供述調書及び平成21年5月11日付けの審査請求人の供述調書（以下「本件調書」という。）</p>		
請求年月日	平成22年10月12日	決定年月日	平成22年10月22日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（交通捜査課）
不開示部分	<p>1 警部補以下の警察官の印影</p> <p>2 本件調書</p>		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号及び第39条第4項		
不開示理由	<p>1 審査請求人以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある。</p> <p>2 本件調書は、「訴訟に関する書類」であるため、開示請求の適用除外に該当する。</p>		
審査請求年月日	平成22年12月20日（收受）	審査請求の趣旨	本件調書の不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求の理由	<p>1 本件事故は、通常の刑事事件ではなく、相手方によるぶ告に基づく事実無根のえん罪事件であることから、適用除外の扱いにするべきものではない。</p> <p>2 本件事故の発生から既に3年近くが経過し、また、不起訴決定から2年近くが経過していることから、公訴提起の可能性は皆無である。</p>		
諮問年月日	平成23年1月5日		
審査会の結論	本件調書を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会の理由	<p>（本件調書の「訴訟に関する書類」該当性について）</p> <p>1 当審査会が確認したところ、本件調書は、実施機関が自動車運転過失傷害罪に係る捜査に伴い作成し、検察庁に送致した文書であると認められる。</p> <p>2 本件調書が、被疑事件に係る司法手続きの一環である捜査の過程で実施機関が作成し、捜査終了後に刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）に基づき検察庁に送致された書類であることを考慮すれば、本件調書は、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。</p> <p>3 審査請求人は、本件事故がえん罪事件である等の理由から、適用除外の判断をすべきではないと主張している。</p> <p>確かに、被疑者として送致された者が、不起訴記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められる。</p> <p>4 しかしながら、訴訟に関する書類とは、主張にあるようなえん罪事件であるか否かにかかわらず、被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得した書類をいうと解されることから、本件調書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。</p> <p>5 したがって、実施機関が、請求に係る保有個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥当である。</p>		
答申年月日	平成23年12月6日（答申第146号）		

個人情報保護審査会答申第147号の概要

件名	自動車運転過失傷害被疑事件の内容に関する文書不開示の件（諮問第157号）		
請求情報の概要	審査請求人の運転する普通乗用車と事故相手方（以下「相手方」という。）の運転する軽車両が接触したとされる人身交通事故（以下「本件事故」という。）の捜査に伴い、特定の警察署が作成又は取得した、具体的な発生場所及び過失傷害について検察庁に送致した内容が分かる文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成22年11月2日	決定年月日	平成22年11月8日
決定内容	不開示	実施機関	警察本部長（交通捜査課）
不開示部分	本件行政文書全部		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第39条第4項		
不開示理由	本件行政文書は、「訴訟に関する書類」であるため、開示請求の適用除外に該当する。		
審査請求年月日	平成22年12月20日（収受）	審査請求の趣旨	本件行政文書の不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求の理由	<p>1 本件事故は、通常の刑事事件ではなく、相手方によるぶ告に基づく事実無根のえん罪事件であることから、適用除外の扱いにするべきものではない。</p> <p>2 本件事故の発生から既に3年近くが経過し、また、不起訴決定から2年近くが経過していることから、公訴提起の可能性は皆無である。</p>		
諮問年月日	平成23年1月5日		
審査会の結論	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会の理由	<p>（本件行政文書の「訴訟に関する書類」該当性について）</p> <p>1 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が自動車運転過失傷害罪に係る捜査に伴い作成し、検察庁に送致した文書であると認められる。</p> <p>2 本件行政文書が、被疑事件に係る司法手続きの一環である捜査の過程で実施機関が作成し、捜査終了後に刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）に基づき検察庁に送致された書類であることを考慮すれば、本件行政文書は、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。</p> <p>3 審査請求人は、本件事故がえん罪事件である等の理由から、適用除外の判断をすべきではないと主張している。</p> <p>確かに、被疑者として送致された者が、不起訴記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められる。</p> <p>4 しかしながら、訴訟に関する書類とは、主張にあるようなえん罪事件であるか否かにかかわらず、被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得した書類をいうと解されることから、本件行政文書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。</p> <p>5 したがって、実施機関が、請求に係る保有個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥当である。</p>		
答申年月日	平成23年12月6日（答申第147号）		

個人情報保護審査会答申第148号の概要

件名	事件（事案）取扱報告書不訂正の件（諮問第158号）		
訂正請求の概要	<p>走行中の市バス車内で審査請求人と特定の乗客（以下「相手方」という。）との間で発生したトラブルに際し、審査請求人が当該バスの運転手（以下「本件運転手」という。）に体調不良を訴えたことから、本件運転手が最寄りの交番の警察官（以下「本件警察官」という。）に救急車の要請を依頼したこと（以下「本件事案」という。）に係る、本件警察官が作成した事件（事案）取扱報告書（以下「本件行政文書」という。）に記録された自己を本人とする保有個人情報の一部について、訂正を求める。</p>		
請年月日	平成22年12月27日	決年月日	平成23年1月24日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部長（地域指導課）
不訂正理由	<p>本件行政文書に記載された本件運転手の申告内容（以下「本件不訂正情報」という。）は、本件運転手の申告内容に基づき、本件警察官が認識した事実を記載したものであり、客観的正誤の判定に適さない情報である。</p> <p>また、本件処分を行うに当たり確認を行ったところ、本件警察官は、本件事案発生当日の本件運転手の申告内容に関するメモ等を残しておらず、他に当時の状況を確認できる情報も存在しないため事実関係が明らかにならなかった。</p>		
異議申立年月日	平成23年3月24日	異議申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件不訂正情報に係る本件運転手の申告内容は、「車内で乗客同士のトラブルがあり、女性の気分が悪くなっているので救急車をお願いします。」又は「隣の男性の肘が頭にぶつかり気分が悪くなった」と記載されるべきである。 ・ 本件不訂正情報のうち、「隣の男性の肘に頭がぶつかり」を、「隣の男性の肘が頭にぶつかり」に訂正することを求める。 ・ 市交通局が作成した平成22年11月3日付けの運行状況報告書（以下「運行状況報告書」という。）には、「他のお客様に肘で頭をたたかれ」と記載されている。 		
諮問年月日	平成23年4月6日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記録された保有個人情報を不訂正としたことは、妥当である。		
審査会理由	<p>（本件不訂正情報の「事実」該当性について）</p> <p>本件不訂正情報は、審査請求人が当事者の一人となっている本件行政文書に記載された、審査請求人に係る保有個人情報である。</p> <p>本件不訂正情報は、その性質に照らせば、客観的な事実を基にして正確に記載されるべき内容と考えられ、誤りかどうか客観的に判断できるので、条例第27条第1項の「事実」に該当すると認められる。</p> <p>（本件不訂正情報の「誤り」該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事件（事案）取扱報告書は、運営要領第21条第2項に基づき、犯罪の容疑者として取扱いを行ったが検挙に至らなかった事件及び職務質問等により取扱報告の必要が認められる事案について、関係者から経過の問い合わせがあった場合の対応の円滑化等のために作成し、報告することとされていることが認められる。 2 本件行政文書に記載された本件運転手の申告内容については、当審査会に証拠として提出された運行状況報告書の記載と一致しない部分がある。しかしながら、実施機関は、本件警察官が本件事案発生当日の本件運転手の申告内容に関するメモ等を残しておらず、他に当時の状況を確認できる情報も存在しないことを、本件処分を行うに当たり確認している。 <p>これらのことから、本件不訂正情報については、本件運転手の申告内容を正確に記録した内容となっていないことを確認できず、誤りがあるとまではいえない。</p>		
答申年月日	平成24年1月10日（答申第148号）		

個人情報保護審査会答申第149号の概要

件名	社会福祉法人設立認可申請書等一部不開示の件（諮問第159号）		
請求情報の概要	社会福祉法人の設立認可を求める特定の団体（以下「本件団体」という。）が社会福祉法人・社会福祉施設等審査会の審査資料として提出した、住民の建設同意に関する書類の中の住民等同意書が必要な計画地近隣5軒についての説明状況に関する文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された、自己を本人とする保有個人情報		
請求年月日	平成22年12月17日	決定年月日	平成23年2月10日
決定内容	一部不開示	実施機関	知事（福祉監査指導課）
不開示部分	1 請求者以外の個人の氏名・住所・印影・意見 2 請求者以外の個人の市に対する問い合わせに関する市の報告内容		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号		
不開示理由	請求者以外の個人に関する情報であり、請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため。		
異議申立年月日	平成23年3月29日	異議申立ての趣旨	異議申立人の発言として記録された情報（以下「本件開示情報」と総称する。）について、公開と判断する根拠を明らかにすることを求めるとともに、本件行政文書の無効を請求する。
異議申立の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件開示情報が記載された2件の文書（以下「本件開示文書」という。）が公文書として保存されるのは疑問であり、当該文書には虚偽記載がある旨又は無効である旨を表記して保存するべきである。 ・ 実施機関は、発言者とされる個人に正しいか否かの確認をすることなく当該個人の発言であると断定しており、保有個人情報の特定に誤りがある。本件開示情報については、異議申立人が当該発言をした事実はない。 		
諮問年月日	平成23年5月31日		
審査会論結	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関が、本件開示情報を開示請求の対象となる異議申立人の保有個人情報として特定し開示したことは、妥当である。 2 異議申立ては実質的な訂正請求であると認められるので、実施機関は、改めて訂正請求書を受け付けてこれに対する決定を行うか、又は、事実関係の調査等を職権で実施し適切な措置を講ずるべきである。 		
審査会判断理由	<p>（異議申立人の保有個人情報の特定について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当審査会が確認したところ、異議申立人に係る近隣住民への説明状況のうち特定の住民説明会（以下「住民説明会」という。）の項中の発言（以下「開示情報1」という。）については異議申立人の発言内容として、また、近隣同意に関する現在の状況の近隣同意が必要な5軒の項中の発言については、前段は開示情報1と同趣旨であり、後段は前段から続いて一文を構成し同一人物の発言内容として記載されていることが認められる。 2 本件開示情報の内容は前記のとおりであるから、異議申立人の自己情報の確認につながると考えて開示したとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。 （本件異議申立てへの対応について） 1 異議申立人は、本件開示情報の誤りの訂正を求めており、また、異議申立書に添付された反訳記録等は、訂正請求の際に提出又は提示を求めている「訂正の内容が事実と合致することを証明する書類」に相当するから、本件異議申立ての趣旨は、本件開示文書に係る実質的な訂正請求であると認められる。 2 本件開示情報は、住民説明会で異議申立人が行った発言に関する事実についての情報であり、性質上客観的な正誤の判定に適する情報であると認められる。 また、当審査会において反訳記録等を確認したところ、少なくとも、開示情報1と反訳記録等による異議申立人の発言とは、その内容が一致しているとは認められなかった。 3 実施機関は、本件団体が提出した設立認可申請書を一定期間保存すること及び今後の処分の資料として使用しないことを内部の方針伺いにより決定したと説明しているが、引き続き本件開示情報が記載された本件行政文書等を保有しているものであるから、訂正請求があった場合は、保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で訂正をしなければならぬものである。 		
答申年月日	平成24年3月21日（答申第149号）		

個人情報保護審査会答申第150号の概要

件名	診断書利用不停止の件（諮問第161号）		
利用停止請求の概要	特定日に発行された異議申立人に係る県立病院医師2人による診断書（以下「本件診断書」という。）について、利用停止を求める。		
請求年月日	平成23年9月26日	決定年月日	平成23年10月19日
決定内容	利用不停止	実施機関	知事（人材課）
不停止理由	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条第1項第1号及び第3号に該当する条例違反の事実はない。		
異議申立年月日	平成23年10月24日（收受）	異議申立ての趣旨	不停止処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件診断書は、職員を復職させるときに開催する職員健康審査会に付議するための療養経過診断書である。</p> <p>2 職員健康審査会は、異議申立人の復職について「要再審査」と決定した。同審査会事務局は、県立病院医師2人に療養経過診断書のひな形を渡し、異議申立人の復職審査に使用すると説明し、診断結果を同審査会事務局へ提出させた。しかし、同審査会は開催されず、再審査は行われなかった。</p> <p>3 職員健康審査会の再審査が行われない以上、本件診断書は取扱目的に関し保存する必要はない。実施機関は異議申立人に本件診断書の原本を返却し、本件診断書の写しは裁断処理するなど、条例第16条に従い、确实、速やかに廃棄すべきである。</p> <p>また、具体性のない、包括的・観念論的な利用目的及び保存期間等を定めた神奈川県行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）は、本件診断書を保存する必要性を根拠付けるものではない。</p>		
諮問年月日	平成23年11月11日（受理）		
審査会論結	本件診断書の利用を不停止とした処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（条例第16条該当性について）</p> <p>1 条例第16条は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を、确实に、かつ、速やかに廃棄しなければならないと規定している。</p> <p>2 職員の分限に関する条例第3条第1項に基づく降任、免職及び休職等は、神奈川県人事事務取扱規程第9条に規定する人事異動であり、総務局組織人材部人材課の所掌する職員の人事異動に関する行政文書の保存期間は、管理規則別表（第9条関係）に30年保存と規定されている。このことから本件診断書の保存期間は30年であり、実施機関は、定められた保存期間に基づき本件診断書を保存しているものと認められる。</p> <p>したがって、本件診断書は条例第16条の規定に違反して保存されてはいないと判断する。</p>		
答申年月日	平成24年3月21日（答申第150号）		